

令和8年度介護保険サービス事業者集団指導 質問回答

No.	質問、意見等	回答
1	動画を見返したい時があります。限定公開ということは期限が過ぎると見れなくなるのでしょうか。	動画は期限を設けて公開していますので、公開期間中にご視聴ください。
2	医療費控除の対象者となる利用者が、要介護或いは要支援で、医療保険或いは介護保険を使って訪問看護や訪問リハビリ等を利用した場合に、通所介護を利用していても医療費控除の対象となりますか。	訪問看護等の医療費控除の対象となるサービスと通所介護を併せて利用する場合、通所介護の対価に係る自己負担額として支払った金額は、医療費控除の対象となります。詳しくは国税庁のHP等をご参照ください。 ■国税庁HP：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1127.htm ■介護保険最新情報Vol.565、682
3	契約書や計画書の記名欄に「本人」と「代理人」としていますが、別途「代筆者名」という欄が必要でしょうか。	代筆の場合に代筆者の氏名を記入する必要がありますが、代筆者の欄の設定は任意です。
4	訪問型サービスの利用に関しては日頃から必要性を疑問に感じることもあり、初期に対象者を明確化することは賛成です。	比較的状态像の軽度な高齢者については、「元の生活を取り戻す」ことを目的に、介護保険サービスからの卒業を目指す支援に取組めます。そのため、本当に専門的支援が必要な人に必要なサービスが届くよう、認定申請以外に基本チェックリストの活用や従前相当サービスの利用対象者の明確化を行い、初期相談時の対応を整理していきます。
5	C型サービスの実施者について教えてください。	令和9年度からの実施のため、検討しているところですが、人員については管理者1名の配置と運動指導員（理学療法士、作業療法士等）を1名以上配置することや、設備については利用者数に3㎡を乗じた面積以上を有することが可能な事業所を想定しています。 なお、C型サービス募集に関する事業所さま向け説明会を本年秋ごろ実施する予定ですので、今後の市からの案内やお知らせ等にご留意ください。
6	サービス活動Cのところで利用者負担なしとなっていました、ヘルパー等の金額はどこから出ますか。多様な担い手とはどのような人のことですか。	サービス・活動Cは、利用者負担はなく、市が全額負担し、事業所へ支払います。サービス・活動Cと併用する場合のヘルパー事業所等への支払いは、従来通り事業所へ支払われることとなります。 多様な担い手についてですが、訪問A（併用・改善支援型）は、有資格者のヘルパーです。訪問A（継続支援・生活支援型）は、市の実施する研修等を受講された人や、介護サービス事業所以外の事業所を想定しています。
7	加古川市の総合事業は近隣2市2町と実施状況が違いますが、状況変化に対応したものというの理解ですが、何故現行または令和9年度に向けての対応策、結論となっているのか、協議内容やその経緯経過等を報告していただきたいと思います。	まず、本市の総合事業のうち、従前相当サービスについては国の基準に基づき実施しております。 また、総合事業見直しの経緯につきましては、少子高齢化に伴う、介護職の人材不足への対応です。今後さらに増え続ける高齢者数に対応するため、総合事業の対象者である要支援認定者等のうち、比較的介護度が軽度な状態の人は、まず元の生活・状態に戻ってもらうことを目指す仕組みや、介護の専門職以外の人にも支援に加わる仕組みを構築しておくことで、本当に専門職の支援が必要な人がサービスを受け続けることができる体制の維持を目指しています。

No.	質問、意見等	回答
8	説明では、介護予防・日常生活支援総合事業を現在利用している人は該当しないとの事でしたが、新しい利用形態に移行する可能性も検討されているのですか。	令和9年度のサービス・活動Cの対象者は、新規でサービス等を検討している人が対象となり、原則、現在すでにサービスを利用中の人は該当しません。令和9年度より従前相当サービスを利用される対象者を国の基準に沿って明確化することで、本当に専門的支援が必要な人に、必要なサービスが届くように介護保険認定申請の入口の仕組みを整理します。総合事業の利用については、初期相談で基本チェックリストを活用し、「事業対象者」と判定された場合、介護認定申請を経ずに総合事業を利用できるようになります。
9	今現在、当事業所で行っている「トレーニング型通所サービス」が令和9年度からの新たな仕組みにおいて縮小していくのではないかと不安です。	現在のトレーニング型サービスを利用中の方は、引き続き一定年の経過措置を設け、継続していく予定としておりますが、新規利用者については、新たな運動中心のサービスへ変わっていきます。これは本市の総合事業の考え方が、専門職の支援が必要と考えられる人を除き、比較的状态が軽度な人は、まず、元の生活や状態に戻ってもらう機会を得てもらい、それを目指していただくという考えのもと、再編しているためです。その手法として、今回、新たに導入するリエイブルメント型短期集中予防サービスは、利用者の自宅にない特別な機器を使わず、通所型サービスに通わない日を自宅でどう過ごすのかなど、利用者のセルフマネジメント力向上を支援するという特徴があります。今回、新形態として考えている運動中心のサービスは、このリエイブルメント型短期集中予防サービスを利用された人のうち、引き続き、運動中心のサービスの利用が必要な人が対象となりますので、そこの運動性を考慮した再編となっております。
10	当デイはトレーニング型通所サービスなので、令和9年度から通所A型になるのか、サービスコードなども変更になるのか知りたいです。	現在の予定では、トレーニング型通所サービスのコードは令和9年度も引き続き変わらず、新たな運動中心のサービスは別コードを設定する予定です。
11	動画（2）については、実施前にさらに詳しく説明会等をお願いしたいと思います。	事業所さま向けの説明会を実施する予定でおります。 改めてご案内させていただきますので、もしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。